

京都市告示第640号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年3月19日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
大和大路通	東山区今熊野池田町48番地の2地先内	旧	メートル 2.50	メートル 5.65
		新	2.50	5.57 ~ 7.00
一橋緯14号線	東山区今熊野池田町57番地の1地先から 同町48番地の2地先まで	旧	74.40	7.55 ~ 9.20
		新	74.40	7.60 ~ 9.45
一橋緯14号線	東山区下池田町527番地地先から 同区本町十丁目171番地地先まで	旧	57.80	7.00 ~ 7.80
		新	57.80	9.00 ~ 9.04
中久世緯7号線	南区久世中久世町二丁目112番地の3地先内	旧	3.40	7.95
		新	3.40	7.92 ~ 13.30
宇多野緯5号線	右京区宇多野上ノ谷町13番地の19地先から 同町13番地の21地先まで	旧	10.80	4.70 ~ 5.00
		新	10.80	5.00 ~ 6.01
醍醐陀羅谷6号線	伏見区醍醐陀羅谷1番地の95地先から 同町1番地の80地先まで	旧	568.70	0.90 ~ 10.00
		新	986.30	2.79 ~ 8.50

(建設局土木管理部道路明示課)